

平成18年1月25日

向日市長 久嶋 務 様

向日市補助金等検討委員会
委員長 岸 道 雄

向日市補助金等検討委員会最終報告について

当委員会では、平成17年5月30日に貴職から付託を受けた補助金の見直し評価について、計10回にわたり会議を開催し、活発に審議いたしました。

今日までの検討の結果を踏まえ、当委員会の意見を最終報告としてとりまとめ、別紙のとおり提出いたします。

補助金の検討に当たって

向日市は、市民との協働による市政の実現に向け、「市民と行政との役割分担の明確化」を基本理念とする行政改革に取り組むため、平成16年3月に「向日市行政改革アクションプラン」を、同年6月にはこのプランに基づき、具体的な取り組みについて定めた実施計画を策定した。この実施計画の中で、「身の丈にあった行政への転換」を進めるため、「各種補助金の見直し」、「補助金等見直しのための第三者機関の設置」などが盛り込まれ、補助金制度改革の取り組みが規定された。

向日市では、これまでも行財政改善方策に基づく補助金の見直しが行われ、補助金の1割カットなどの削減が行われてきた。しかし、この取り組みが市の内部での検討であったことから、その後も補助金交付が長期化し、交付団体は補助金への依存を強めたこと等から、自立した活動への展開の遅れなどが見られた。また市民への補助金事業の評価や成果の説明責任の不十分さが指摘されるなど、補助金制度の改革が望まれてきた。

こうしたことから、第三者機関による客観的かつ透明性の高い補助金検討組織の設置が必要とされ、平成17年5月30日に向日市長から委嘱された委員6名による向日市補助金等検討委員会が発足、計10回にわたる検討を重ねてきた。

当委員会の使命は、補助金の個別審査と、望ましい市の補助金制度について提言することである。このため、市が交付した平成16年度の補助事業を個別に検討するにあたり、これまでに提示された116件(うち国、京都府の8補助事業を除く)の補助金すべてについて、補助金審査要領を参考に、交付団体の決算書や事業報告書などをチェックするとともに、必要に応じて担当課からのヒヤリングを行い、中間報告を作成した。これをもとに、市民から意見を募集し、最終報告では、市民の皆さんから頂戴した意見を付帯意見として併記することとした。

補助金交付の現状と問題点

当委員会は、補助金の見直し評価について検討を始めるにあたり、現在ある市の補助金の数の多さと内容の多様さに驚かされた。平成17年度の当初予算でみると、補助金件数が124件、総額451,599千円が計上され、対前年と比べ13,072千円と増額されており、一般会計に占める割合は3.2%となっている。

補助金は、市民個人や市民団体の自発的な活動の支援や施策を奨励するもの、市民の経済的負担を軽減するもの、福祉や教育などの基礎的なサービス水準を高めるために支援するものなど、広範な行政施策の分野ごとに交付されてきた。また、補助の対象も、市民個人をはじめ、地域の市民団体や福祉団体に対するものなど、多種多様である。さらに、補助金は、ある一定期間に限って市民活動、団体活動を支援するものであり、その後は自立を促すものと考えられるが、実際には「扶助」的な補助金も多く見受けられた。

1 補助金の長期化

当初、公益上必要であるという判断のもと、それぞれの補助金は創設されるが、いったん創設された補助金はその成果を評価する制度がないため、廃止することは難しく、長期にわたり存続しがちである。

補助金は、その時々々の社会経済状況に応じた公益上の必要性から創設されてきた。しかし、社会経済状況が大きく変化しているなかで、市民が納めた貴重な税金を効率的かつ効果的に活用し、限られた財源から新たなニーズに対応しなければならない。このため、現在交付されている補助金が、毎年交付されるという安易な意識、既得権化を排除していくことが望まれる。

市の補助金の多くは、終期を設定されず、10年以上も継続している補助金が過半数以上（補助金創設年度が不明のものも含めると3/4以上）を占めている。補助金の長期化は、補助目的や目標達成意欲の希薄化や自立的な活動を妨げるなどの弊害が懸念される。

2 補助金の交付先の固定化、事業の特定化

長期にわたり存続している補助金の中には、交付先が限定されたり、特

定の対象に固定されたりしているものが含まれている。また、補助金の交付体系も行政組織の所管による縦割りと細分化、固定化が見られる。このため、市民の公益活動への支援の幅が矮小化されたり、また市民が補助金を公平に利用し難い仕組みとなっている面もある。

3 団体運営補助

平成17年度当初予算において、33件、総額54,587千円の団体運営補助金が計上されている。

団体運営補助は、補助の目的や補助対象事業が不明確なものもあり、市民が補助事業の効果を理解し、容易に納得し難いものが少なくない。

4 二重補助、巡回補助

市の補助金交付の現状において、市が補助した団体から地域支部団体へ補助する巡回補助やその支部団体に市や自治会が補助している二重補助が見られる。このような巡回補助や二重補助は、補助金の多くが税金により賄われていることから、市民の理解を得ることは難しい。

5 補助金の統一処理基準

補助金交付の根拠は、規則や要綱などで定められているもののほか、予算補助が一部見られる。また、補助金交付に対する事業報告と決算書が速やかに提出されていないものも見受けられ、補助事業の評価や成果が把握できないものもあった。事業報告書や決算書、事務事業評価などに基づき、補助金の目的達成度や成果を可能な限り数値で評価できるよう改善すべきである。

予算補助とは、補助金の対象事業や団体、補助限度額、補助率、交付の事務手続きを定めた補助規則や事務要綱がなく、予算の措置だけで交付されている補助のことである。

補助金の個別審査

補助金は、市民個人や団体が行う特定の事業、文化体育活動、研究等を育成、助成、奨励するために行われるものであり、政策目標を達成するうえで有効な手段とされている。

市の厳しい財政状況を認識し、税金が有効に使われているのか、補助事業の成果や評価を市民に対し明確に説明できるよう、個々の補助金の検討を行った。

1 補助金見直し検討結果

既存補助金の個別審査の結果は、別添の「補助金見直し検討結果」に記したとおりである。

各補助金については、補助金の名称、担当部課、補助金の概要、補助金に対する当委員会の考え、補助金検討の判定区分を記している。

2 検討項目

向日市補助金等の見直し基準等を踏まえ、補助金の必要性や妥当性、市民から理解されるかなどの評価の視点から、8つの検討項目より審査を行った。

〔検討項目〕

向日市の施策目的の実現のために補助することが必要で、市民の福祉の向上及び利益につながる事業であるか。

補助金の効果が、具体的に認められるか。

補助団体の活動が、市民の満足を得ているか。また、成果を挙げているか。

行政と市民の役割分担の観点から、補助すべき事業・活動として適当か。

補助金が長期にわたっており、既得権化していないか。

団体の会計処理および用途が明確であり、かつ適切であるか。

補助金と自主財源の割合は適切かどうか。

同一ないし、類似目的の補助金がないか。

3 補助金の判定区分

補助金の判定区分は、「継続」、「期間限定」、「削減」、「廃止」、「支出科目見直し」、「整理統合」の6区分に分類した。

判定区分	説明
継続	補助金交付を継続すべきと思われるもの。
期間限定	将来、補助の必要性がなくなるとと思われるもの。 市民と行政との役割分担、自立の観点から補助期間を限定することが必要と思われるもの。
削減	補助の必要性は認めるが、補助額の削減を検討すべきと思われるもの。
廃止	補助金交付の対象からはずすことについて検討すべきと思われるもの。
支出科目見直し	他の方法による支出（委託料、報償費等）を検討すべきと思われるもの。
整理統合	類似の補助、委託等があり、整理統合を検討すべきと思われるもの。

継続の判定

法令等により補助することが義務づけられている事業や債務負担行為などで市の負担が決定している事業、特定の目的や目標を達成するための制度的補助金や乙訓2市1町で協議しているものに限定し、継続評価とした。しかし、継続と評価したもののなかでも、市民と行政との役割分担の見直しの観点から、補助対象の範囲や補助率、補助方法などの見直しなどの改善策を付議したものもある。

報償費とは、一般的に役務の提供や施設の利用などによって受けた利益に対する代償をいう。たとえば、講演会や講習会、研究会等の講師への謝礼などである。

債務負担行為とは、数年度にわたる債務を負担する契約を結ぶなど将来の財政支出を約束する行為のことである。

期間限定の判定

新しく創設した補助金や既存の補助金のなかで、将来明らかに補助金の必要性、妥当性が認められないことが予測されるものについては、期間限定という判定を行った。

削減の判定

補助金の創設時から大きく状況が変わり、補助金の必要性や妥当性が次第に薄れつつあると判断されるものについては、即刻廃止とせず、平成16年度資料から削減すべきものとして判定を行った。この判定区分は団体運営補助金に多く見られる。

廃止の判定

補助金の目的が達成されたものや補助の意義が明らかに失われたもの、補助金より繰越金が多いもの、補助金の使途として慶弔費、記念品代、飲食代などへの支出が多いものについては、廃止すべき補助金として判定を行った。

支出科目見直しの判定

教職員への研修補助や外郭団体への運営補助金の交付については、適切な予算科目への振り替えが必要として判定を行った。特に、外郭団体への運営補助金については、本来、市が実施主体として行うものを補助金という形で支出しているものもあり、そのような補助金は委託料として支出することが望ましい。

整理統合の判定

補助金の増額を求める意味から団体運営補助と事業補助に分けて交付されているケースや同種の補助金が見受けられるが、これらの補助金については補助事業の内容を吟味し、事業補助金として統合していくべきものとして判定を行った。

市民にわかりやすい補助金制度の構築

市の補助金制度は多種多様であり、一般市民の目から見ても、その体系や考え方など、非常にわかりにくいものとなっている。しかし、補助金は、適切に用いられれば、行政目的を達成する有効な手段であることに変わりはない。このため、市民との協働によるまちづくりを進めていくという観点からも、市民にわかりやすく、利用しやすい補助金制度を再構築することが望まれる。

当委員会では、補助金検討の議論を重ねていくうちに、市の補助金制度の現状や既存補助金の見直しを踏まえ、いくつかの問題点や課題を認識し、今後の補助金制度の抜本的な見直しについて提案することとした。

- 1 市民の理解が得られ、納得のいく補助金制度の仕組みづくりを構築するため、既存補助金の事務事業評価を徹底し、第三者機関を設置して補助金の運用や新規参入希望事業の評価などを定期的に検証する取り組みが望まれる。また、補助金を受ける団体は、補助金の必要性や用途について市民への説明責任をこれまで以上に果たすために、補助金の成果を自ら検証し、公表していく必要がある。
- 2 補助金の既得権化を排除するため、新設の補助金だけでなく、既存の補助金についても期限を設定し、予算措置についてゼロから見直していく必要がある。
- 3 補助金の事業効果や公益性を高めるため、補助の目的や補助対象事業が不明確な団体運営補助金は、必要性、妥当性について十分に検討したうえで、事業補助金へ速やかに転換し、補助対象事業における成果目標の設定と事後評価が望まれる。
- 4 補助金交付の統一した事務処理を行うため、補助金交付規則の制定が望まれる。

提案型公募補助金の創設

地域社会の少子高齢化、核家族化が急速に進む一方で、産業社会の情報化が一段と加速している。行政はこうした社会の変化に対応して、より柔軟な公共サービスの提供を求められている。

市の補助金は、現在、担当所管ごとに、自治振興、産業振興、環境、福祉、学校教育、スポーツ振興、生涯学習など、行政施策、行政組織という縦割りのなかで分類され、細分化されている。地域の市民活動に目を転じれば、行政の縦割りのな分野の中で活動するというよりも、それぞれの視点を生かして、分野横断的に、市民の多様な公益活動が展開されている。このため、市民の多様な公益活動や地域協働に対して適切な支援を行うということにおいて、市における従来からの縦割り型の補助金交付システムでは十分な対応ができていない。

こうしたことから、市民自身の自由な発想から、施策分野を問わずに、市民の公益に資する活動や事業を自ら提案でき、誰もが理解出来るルールのもとで補助金交付の優先順位が決定される新しい仕組みとして、市民提案型統合補助金（公募補助金）の創設を当委員会は提案する。

市民からの意見について

当委員会による補助金検討結果の中間報告を公表したところ、短期間ではあったが、市民の皆様から多数のご意見、ご要望等を頂いたことに感謝申し上げます。

しかしながら、当委員会は、向日市の補助金を増減する権限を持っているわけではなく、当報告書は来年度の補助金について何ら決定を示すものではない。あくまでも市民の目を見た場合にどのような判断がなされるのかについて一定の方向性を示し、市長に伝えるという性質のものである。補助金の最終決定は市に委ねられている。

したがって、当委員会としては、今後の向日市の財政状況と各補助目的と効果を十分に検討した上で、当報告書を参考にしつつ、適切な補助金の改革及び補助金額の設定を向日市が責任を持って行うことを期待している。

なお、扶助費について検討をした結果、当委員会では市の責任において判断すべきものとの結論に至った。

〔中間報告に対する市民意見〕

1 総括的な意見

財政難で補助金見直しをする必要性は一定理解できるものである。

意見募集の期間が短い。補助団体との話し合いや、団体からの意見、要望を聞くべきである。

二重補助は悪いように書かれているが、市が補助団体に一括補助する方が事務処理上、効率的である。市と同じく、自治会が傘下の団体に補助しているのは、補助金が十分ではなく、自治会が自ら集めたお金を補助しているもので、税金を補助しているのではない。

行政の主体性で市民活動支援方策として、補助金交付を実施してきているにもかかわらず、第三者に判定を仰ぐこと自体、またその結果を市民や補助金交付団体に公表し、意見を求める必要があるのか。本来、行政自体が企画し、補助金として交付してきたものを、委員会の手を借りて判定すべきものか。

〔個々の補助金への意見〕

～政策企画室所管分～

サラトガ交換学生事業補助金（通番2）

- ・ 交換学生がサラトガ市を訪問するのは、市の代表ということで行われており、旅費全額を渡しても良いぐらいだ。国際交流のあり方がわかっていない。
- ・ サラトガの留学生を自宅へ受け入れ、お世話するので、個人負担が重すぎると思う。

労働団体補助金（通番4）

労働者の現状を直視し、働く人々が安心して暮らせるように、暮らしや労働の相談などを行い、労働者の生活や災害被害者への支援を行っている。労働団体として、戦争のない平和な社会を守る運動、働く者が安心して暮らせる社会にすることは、向日市の地域住民を安心して暮らせる社会につながると信じ微力ではあるが貢献している。大切な市民の税金から補助金をいただいていることに感謝するとともに、安易な既得権とは考えていない。

～総務部所管分～

自治振興補助金（通番9）

- ・ 地域自治会は、市の各課から日常的業務に関して協力要請を受ける団体であり、業務費用が自治振興補助金に含まれる。委託経費を別途負担するのであれば、削減の方向性は一定理解できる。自治振興補助金に関して、地域自治振興事業を企画し活動しても精査もなく、削減の方向を打ち出すのは自治を熟知しない委員の表面的な判定であり、とうてい納得できない。むしろ、積極的な評価において増額すべきであるのに地域自治支援の思考がない。

地域自治会設立の経過が、委員各位で十分検討されたとは言い難い。向日市誕生自体が明治7年に合併して1町になったとき、村の共有財産は「大字中」として当該自治区が維持することを前提として統一された経緯がある。現在、寺戸区、物集女区には財産管理委員会があり、管理運営されている自治連合会もある。この管理方法は、他市でも同様である。また、森本区のように、大字中が少なく、かつ現金化している自治会もある。これらは「自治会基本財産」として管理運営している。これをもって、補助金を繰り越したような分析がなされ、自治振興費削減の理由にしているが、これは基本的認識が不足しているだけでなく、その考えは間違いであると断じざるを得ない。

森本区の場合、200万円の振興費補助であるが、そのうち、まず公民館共益費として年間34万円を負担している。従って、166万円が振興費の補助となる。その中で、事務員、用務員給与として年間150万円を必要とする。差し引き、市の補助金は16万円に過ぎない。これで自主的活動が可能か、一目瞭然である。市の業務委託経費（事務連絡、文書配布、募金、地元協議事項等）多岐にわたる内容をたった16万円で可能と判定されたのか。自治会住民は年間150万円の世帯当たり協議費を負担している。

これで、各種事業、各種団体補助をし自治振興を図っているが、ちなみに役員関係報酬は年間41万円に過ぎない。区長が市政協力費として市から受領する年間24万円も一般会計に戻入し、財源化している。かかる事実を前に委員会は一言で削減とし、これで実際の削減が実施されれば、自治振興補助金は辞退する。かわり、一切の行政協力を拒否し、森本公民館

からも撤退する。代わりに、自治会が公民館建設時に市に寄付した用地費 6400万円を返還して貰いたい。市民と行政による地域自治の発展を願うものである。

- ・ 自治振興補助金の問題点に反論する。1点目の自治会連合会（区とも言っている）、農家組合、財産区、公民館、コミセン等の業務を混合した形で行っている点であるが、各事務量が時期的にばらつきがあるため一定の人員で助け合っているためである。2点目の自治会連合会の決算状況をみると役員報酬、事務職員、嘱託等の配置に大きなバラツキがあることについては、各団体の事情によりばらつきがあるのは当然であり、指摘される必要はない。また、3点目の自治会連合会会費の格差（年間1世帯当たり300円～4,800円）であるが、ばらつきは当然であり、大変集めにくいので困っている。4点目の自治会の加入が減少している点であるが、加入する義務がなく、減少傾向であるのに対し、市からの業務は人口割で負担となっている。5点目の自治会連合会内の各種団体への助成にもバラツキが見られる点であるが、ばらつきがあるのは当然であり、指摘される必要はない。6点目の積立金に多寡があるという点であるが、これも各種団体に事情があると思われる。鶏冠井町にはない。

注2)市の業務の一部（催・行事周知回覧、防災・防犯、一部募金活動等）を自治会連合会に依存しているという点であるが、募金の大部分とすべきである。

集会所新築等補助金（通番12）

- ・ 公民館の利用が困難な高齢者や子どもが利用している地域の集会所を大切にしてほしい。

～市民生活部所管分～

防犯ベル等設置補助金（通番13）

防犯ベルの設置率が低いとは思わない。100%設置しなければならないものでもない。特定業者名を出してはいけない。

公衆浴場確保対策補助金（通番16）

- ・ お風呂のない方や、リハビリ、交流の場として、公衆浴場は欠かせないものであり、継続していただきたい。
- ・ ひとり暮らしの高齢者が利用している。水道料金も高く、燃料も値上が

りし、経営が大変と思う。増額すべきである。

水道事業会計助成金（通番 18）

- ・ 一般会計からの繰入を継続していただきたい。
- ・ 府営水導入による水道料金の大幅値上げが市民生活を圧迫しており、その原因となっている府営水の給水協定の見直しを京都府に求めるよう提案すべきである。市民生活を守るためにも一般会計への繰り入れを行うべきである。今回の期間限定という評価を再検討すべきである。

商工会活動費補助金（通番 33）

会員の高齢化がみられるとの記載であるが、一般的に商店街店主の高齢化、後継者不足が大型小売店舗の進出もあり、全国的に商店街の衰退傾向が見られる。

国、地方自治体が空き店舗対策等の商店街活性化事業を政策的に打ち出し、各地の商工会においても経営改善普及事業、各種イベント等を通して地域の商店街に賑わいをもたらすための工夫や努力を重ねているところである。

検討委員会の意見から、高齢化しているから予算削減して対応したらよいものと読み取れるが、地域経済団体の商工会が注力して取り組まなければならないと認識している方針とは全く異なる見解である。商工会が京都府、向日市の補助金を得て実施した「商店街リフレッシュ事業」（平成 15 年度）、「京の商店街チャレンジ 21 事業」（平成 16 年度）はまさに商店街に賑わいをもたらす活性化するために実施したものである。

当該補助金は事業実績に見合っただけ補助を受けており、「事務局長設置費や常勤役員報酬等、管理的な要素の経費も多額計上されている」との意見であるが、一連の文章から、これらの人件費が市補助金から計上されると市民に誤解を招くおそれがある。事務局長設置費は経営改善普及事業指導事業費の商工会等指導環境推進費（京都府補助）であり、常勤役員報酬は管理費の役員報酬（会費等収入から）として支払われているものであり、当然、市補助金 600 万円に該当するものではありません。また、多額との表現は業務内容を精査していわれているとも考えられないので何を基準にされているのか理解できない。これは主観的・抽象的な表現であり、市民に誤解を招くはなはだ無責任な記載と考える。

～健康福祉部所管分～

三つ和母子会運営補助金（通番56）

若い世代の母子家庭の会員数が減少しているとあるが、京都府母子寡婦福祉連合会での母子部設立により南部交流会等を年1回開催し、若年母子家庭の母親の意見・悩み等を聞く場を設け、母子家庭の輪を広げる活動を展開している。

乙訓2市1町でも若年母子家庭の方を対象に合同での催しを設け、多数会員の参加を呼びかけ、向日市でも若年母子家庭の方の会員数が増えてきている。更なる会の発展の為に、補助金の継続をお願いしたい。

向日市障害者の日実行委員会補助金（通番77）

- ・ 障害者スポーツのつどいが実行委員会の大きな行事となっており、身体障害者4団体と知的障害(児)者、保護者が一堂に集まり、障害を持つ人々の理解を促すために、健常者や高齢者にも参加を呼びかけている事業である。社会福祉協議会からも支援を受けており、市の事業として補助金を継続すべきである。
- ・ 市の職員に障害者の状態を理解してもらう良い機会である。

～教育委員会所管分～

子ども会育成連絡協議会補助金（通番88）

- ・ 夏休みの観劇は中止しないでほしい。かたちは変わっても、子どもから楽しみを奪うことはしないでほしい。

少年スポーツ団体育成補助金（通番96）

スポーツ少年団のみに限定するのではなく、子どもの文化活動にも支援が必要である。

市指定文化財補助金（鶏冠井シャナンボウ保存）（通番112）

鶏冠井地域は小学校が三校区にまたがり、子ども会もそれぞれの校区に分かれている。シャナンボウは、鶏冠井地域の子どものコミュニケーションを図るために行っているものである。子どもが集まる行事に、少額のお菓子を出すことが補助金の目的にあわないのか。

修学旅行補助（通番116）

- ・ 教育に関わる費用が増大しているなかで、修学旅行費用の補助は子育て世代の親たちの切実な要求である。

- ・ 補助金が1万円あるために、修学旅行ができると学校から聞いている。ほとんどの子どもたちに与えられる一生の思い出となる修学旅行を大切にしてほしい。子育てに必要なお金は削減すべきではない。
- ・ 本市の特色ある子育て支援施策であり、廃止・削減は認められない。

進路指導補助金（通番117）

廃止すべき

生徒指導対策補助金（通番118）

廃止すべき

審議の経過

回数	開催年月日	内 容
第1回	平成17年 5月30日	1 向日市補助金等検討委員会について 2 委員長及び副委員長の選出について 3 今後のスケジュールについて 4 補助金の概要について
第2回	平成17年 7月 8日	1 補助金の個別審査（政策企画室、総務部、市民生活部所管）
第3回	平成17年 8月10日	1 補助金の個別審査（政策企画室、総務部、市民生活部、建設部、議会事務局所管）
第4回	平成17年 8月25日	1 補助金の個別審査（教育委員会所管）
第5回	平成17年 9月14日	1 補助金の個別審査（教育委員会所管）
第6回	平成17年10月 3日	1 補助金の個別審査（健康福祉部、上下水道部所管）
第7回	平成17年10月26日	1 補助金の個別審査（健康福祉部所管） 2 ヒヤリング
第8回	平成17年11月14日	1 補助金個別検討結果とりまとめ
第9回	平成17年12月 5日	1 中間報告案について
	平成17年12月15日 から12月28日まで	1 市民からの意見募集について
第10回	平成18年 1月18日	1 市民からの意見募集結果について 2 扶助費の見直しについて 3 最終報告案について
	平成18年 1月25日	1 市長への報告

向日市補助金等検討委員会委員名簿

	委 員	現 職
委員長	岸 道 雄	立命館大学政策科学部助教授(学識経験者)
副委員長	林 隆 憲	(株)京都総合経済研究所常務取締役 (学識経験者)
委 員	塩 崎 光 義	公募委員
委 員	戸 倉 米 造	行政経験者
委 員	松 本 須美子	学識経験者
委 員	安 田 洋 二	公募委員

向日市補助金等検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市が実施する補助金等見直し評価の客観性及び透明性を高め、効率的な財政運営の推進を図るため、向日市補助金等検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、本市が交付した補助金事業等について、外部の視点から評価を行うとともに、本市の補助金制度等について委員の意見を取りまとめ、市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、次に定める者の中から市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 行政経験者

(3) 市の公募に応じた市民

2 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により、副委員長は、委員のうちから委員長が指名して定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(関係職員の出席)

第6条 委員長は、必要があるときは、委員会に関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、政策協働課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員の意見を聴いて定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

補助金等見直し検討結果〔政策企画室〕

通番	補助事業名	17年度 予算	内 容	補助金等検討委員会の意見	評価
1	向日香夜衆育成補助金 (政策協働課) (平成13年度～)	150	「向日かぐや太鼓」を発展・継承していくため、太鼓の打ち手グループである「向日香夜衆」に対して、活動・運営に係る費用の一部を補助する。	伝統文化の創造を図るために、市が呼びかけた団体である。現在、自主的に活動をされ、演奏活動に対する収入も一部あることから、補助金を段階的に削減中である。	期間限定
2	サラトガ交換学生事業補助金 (秘書広報課) (昭和60年度～)	420	サラトガ友好の会に対し、交換学生の旅費分(320千円)と友好の会の事業分(100千円)とを補助するもの。	姉妹都市交流を図るため、旅費の一部を補助するものであり、削減が望ましい。便益が個人にあるなら、個人負担が妥当であり、民間交流とすべき。また、行かれた方には何らかの報告を求めていくべきである。	削減
3	向日市自治功労者会補助金 (秘書広報課)	180	市政の功労者で構成されている自治功労者会に対して補助するもの。	繰越金が多く、慶弔費や研修旅行などの支出もあり、市民感情としても理解が得られないものもあり、廃止すべきである。	廃止
4	労働団体補助金 (秘書広報課)	180	乙訓地区労組の団体運営補助として、連合京都と乙訓地労協に対して補助するもの。	補助目的及び効果が明確でない。対象労働団体のうち、人件費の計上が一方向にあり、もう一方には計上されていない。乙訓2市1町ともに補助しているが、廃止の方向で検討すべきである。	廃止
5	向日市民憲章推進協議会補助金 (秘書広報課) (昭和54年度～)	600	市民憲章推進協議会に対して補助するもの。	市民憲章は市民が共有すべき、大切なまちづくりの理念である。市民憲章を市民にわかりやすく、効果が上がる工夫をし、用途を明確にすべきである。事業内容も、カレンダーの作成、販売が赤字であり、事業の改善が必要である。事業内容を見直し、削減すべきである。	削減
7	職員互助会福利厚生事業補助金 (人事課) (昭和53年度～)	9,968	職員の福利厚生事業費として補助するもの。	民間と比較して優遇されていないか。社会的な常識の範囲であるか。市民の目から見て適正であるか等の点から判断すべきである。職員への給付事業が会費で賄われているが、福祉事業には税金が使われているのであれば、吟味すべきである。特に、映画鑑賞やボーリング大会、プロ野球観戦などの娯楽的要素の高い事業については削減すべきである。本人負担と市の負担割合を是正すべきである。	削減
	合 計	11,498			

補助金等見直し検討結果〔総務部〕

通番	補助事業名	17年度 予算	内 容	補助金等検討委員会の意見	評 価
8	社会を明るくする運動事業補助金 (総務課) (昭和26年度～)	90	社会を明るくする運動(乙訓地区保護司会主導)の団体補助として、当初5万円を補助していたが、平成6年に向日市で総会が開催された際に特別補助として5万円を補助して以来、これが恒久化され、平成9年度の見直しを経て、現在9万円の補助を行っている。	少年の非行防止と犯罪者の自立更正に、どの程度効果があるのかが明確でない。しかし、保護司会として、社明運動の普及を図るなど、社会貢献活動に寄与されており、市としてのバックアップは必要と考える。もともと補助金は5万円であったことから、現補助金の額を削減すべきである。	削 減
9	自治振興補助金 (総務課) (昭和40年度～)	10,586	地域住民の自治意識の高揚と自主的な自治会活動を促進するため各自治会に対して補助するもの。(均等割5～6万円、人口割130円/人)	市民と協働でまちづくりを進める市であるが、自治会連合会の業務と行政の業務(役割)を区分し、その財政的負担と補助金のあり方等を整理する時期にきている。積極的な双方の役割分担を整理し、削減すべきである。 注1)問題点として考えられることは、 自治会によって、自治会連合会(区とも言っている)、農家組合、財産区、公民館、コミセン等の業務を混合した形で行っている。 自治会連合会の決算状況をみると役員報酬、事務職員、嘱託等の配置に大きなバラツキがある。 自治会連合会会費も年間1世帯当たり300円～4,800円と格差が見られる。 自治会の加入が減少している(実態確認必要) 自治会連合会内の各種団体への助成にもバラツキが見られる。 積立金に多寡がある。 補助金交付基準が策定されてから相当期間が経過している(24年目に入っている)。自治振興、運営補助制度見直しのため、近隣市町の制度も調査し、参考にしなければならない。	削 減
10	自治会運営補助金 (総務課) (昭和40年度～)	7,310	各自治会で雇用されている職員の人件費等、管理運営費として補助するもの。(事務費割47万～77万、世帯割200円/世帯)	注2)明治21年市町村制公布。翌年1町5村が合併し、向日町が誕生。1町5村に大字を付し、区とした。それぞれの区長を選任し、区有財産の管理や自治のため区会を設けた。自治会連合会の業務は地域の活性化、地域福祉、教育、産業、防災・防犯の充実・発展等、自治振興を図るためきめ細かい活動が行われている。また、市の業務の一部(催・行事周知回覧、防災・防犯、一部募金活動等)を自治会連合会に依存している。	削 減

通番	補助事業名	17年度 予算	内 容	補助金等検討委員会の意見	評 価
11	環境整備交付金 (総務課) (昭和42年度～)	7,000	京都府からの環境整備交付金のうちの一部を各自治会の環境整備交付金として、補助するもの。	環境整備交付金についても、競輪車券の場外発売と本場発売合わせて年間273日間開催となっているが、府からの関連交付金として過去最高年間9,000万円交付されていたものが平成14年度から4,000万円に減額されてきた。府への増額交付を要望するとともに、地元自治会に対する環境整備交付金のあり方を見直し、削減すべきである。	削 減
12	集会所新築等補助金 (総務課) (昭和44年度～)	500	自治会や町内会が行う集会所の新築、増改築等に要する経費の一部を補助するもの。	集会所の新築、増改築、修繕費用を助成する制度補助金である。市内には、地域に公民会やコミセンが11カ所もあり、集会機能を有するものであり、一定の行政施策を実効しているものといえる。厳しい財政状況から判断して、補助金限度額の引き下げを検討すべきと考える。	削 減
	合 計	25,486			

補助金等見直し検討結果〔市民生活部〕

通番	補助事業名	17年度 予算	内 容	補助金等検討委員会の意見	評 価
6	防犯推進委員協議会向日支部補助金 (環境政策課) (平成7年度～)	100	向日町警察署管内の防犯推進委員協議会が行う事業に対して補助するもの。	向日町警察署に事務局があり、乙訓2市1町が補助している。他に類似団体があり、整合性が必要である。この補助金単独で判断すると、継続である。	継 続
13	防犯ベル等設置補助金 (環境政策課) (昭和47年度～)	500	地域の自主的な防犯対策として、防犯ベルの設置費用の3/10を補助するもの。(15年度 3件 117世帯に助成)	防犯ベルの設置率14.4%は低い。防犯ベル普及を啓発するのか、もしくは民間警備の活用など、もう一度、地域の防犯体制のあり方について見直し、検討することが必要である。	継 続
14	自治会等自主防火防災用具設置事業補助金 (環境政策課) (平成8年度～)	1,500	市民による自主防災会の活動を推進するため、防火防災器具を設置する自治会、町内会に対して補助するもの。 (防災用器具設置事業、消火器設置事業、消火器薬剤詰替事業、事業費の1/2、15年度防災用具設置町内2組織、消火器具設置補助町内会数51組織)	防火防災用具の普及率は低く、約27%である。広報紙でのPRや啓発が必要である。補助金の趣旨から、削減はできず、現状維持で継続が妥当と判断した。	継 続
15	生活安全推進協議会補助金 (環境政策課) (平成16年度～)	200	市民の生活安全に関係のある16団体で構成する生活安全推進協議会に対して補助するもの。	平成16年度に生活安全条例に基づき設置された団体であり、市に事務局を置いている。今年度は安全安心のシンボルキャラクターを公募し、市民への普及活動に努めている。設立されたばかりであり、今後の活動成果を期待する。	期 間 限 定
16	公衆浴場確保対策補助金 (環境政策課) (昭和61年度～)	324	公衆浴場の確保のための特別措置法に基づき、市内の3カ所の公衆浴場(西山、向日町、勝山温泉)に対して補助するもの。	特別措置法による助成である。公衆浴場は入浴料金が統一されており、値上げができないが、固定資産税や水道料金を軽減しており、補助金の削減をすべきである。	削 減
17	生ごみ堆肥化容器購入費補助金 (環境政策課) (平成6年度～)	200	ごみの減量化を促進するため、生ごみ堆肥化容器の購入に対して補助するもの。(平成15年度 5件) 補助率は1/2。	補助金としては継続。ごみ減量という目的の達成を図るため、この補助制度をもっと市民に啓発すべきである。	継 続
18	水道事業会計助成費 (環境政策課) (平成14年度～)	50,000	水道事業経営改善計画により、平成14年度から17年度までの4年間に毎年度5千万円の助成している。	水道水を安定供給するため、府営水導入により水道事業会計が赤字となった。赤字だから市民にさらに高額な負担に直結することは妥当でなく、市の一般会計から補填したことは一定評価できる。しかし、公営企業である限り、経営の健全化、人件費の削減など、より一層自らの経営努力が必要である。	期間限定
19	自主防災組織活動助成金 (環境政策課) (平成4年度～)	150	森本地区にある浸水排除対策協議会に対して補助するもの。	行政、区、町内会と連携、協働して、浸水被害を図られており、公共性が高い。石田川2号雨水幹線や流域下水道幹線の完成により、市の浸水排除対策の完了に合わせて、協議会への補助金支出についても終期を設定するなど、見直しが必要である。	期間限定

通番	補助事業名	17年度 予算	内 容	補助金等検討委員会の意見	評 価
20	農業近代化資金利子補給金 (産業振興課) (昭和52年度～)	200	本制度は、国の制度であり、農業の近代化を図るため、施設の建設や農機具等の購入に係る資金を借りた場合、国と府から利子補給がされる。市もこの制度に基づき、個人が負担する利子に対し、3%を限度に利子補給するもの。	国の制度であり、京都府の利子補給に合わせ、市も継続する。	継 続
21	農業振興事業補助金 (産業振興課) (昭和52年度～)	891	野菜(なす、筍、そ菜)、花卉、イチゴなどの出荷組合で組織する園芸振興協議会に対し、園芸振興事業に要する経費の1/2を助成するもの。	国の農業政策、市総合計画等を踏まえ取り組むべきである。特に、都市近郊農業振興方策とそれを推進する組織のあり方を再考しなければならない。補助目的を明確にし、事業補助的性格を持たせて補助すべきである。目的達成後は廃止も視野に入れた検討をすべきである。	削 減
22	農業振興事業補助金 (産業振興課) (昭和52年度～)	97	農業後継者の若手グループに対し、先進的な技術取得のための調査費の1/2を助成するもの。		削 減
23	農業振興事業補助金 (産業振興課) (昭和52年度～)	48	寺戸地域の専業中核農家のグループに対し、都市近郊農業や税金対策など、農業経営のあり方などの調査研究のための経費の1/2を助成するもの。		削 減
24	農業振興事業補助金 (産業振興課) (昭和52年度～)	36	農家生活の改善活動グループに対し、生活改善活動に必要な事業費の1/2を補助するもの。		削 減
25	農業振興事業補助金 (産業振興課)	100	スローフード(地産地消)を推進するため、定例的に開催される朝市に要する費用の1/2を補助するもの。		削 減
26	水稲種子更新事業補助金 (産業振興課) (平成6年度～)	155	京都府では、環境と食味にこだわった「こだわり京都米」を推進している。本市においても、良質米生産の要である、京都府奨励品種で、本市に適している品種として早生「キヌヒカリ」、中生「祭り晴」、晩生「ヒノヒカイ」の作付けを奨励するため、これら種子購入費の10%補助を行っている。		削 減
27	新特産品(水菜・壬生菜)PR補助金 (産業振興課) (平成16年度～)	100	新特産品(水菜・壬生菜)のPR出荷資材の一部を補助するもの。	補助金の主な使途は、PR用出荷ダンボール箱の購入である。昨年できた新しい補助金であり、補助金の効果をみて検討する。	期 間 限 定
28	地場産食材学校給食推進補助金 (産業振興課) (平成16年度～)	100	スローフード(地産地消)を推進するため、農家と学校給食の関係者で構成する地産地消推進協議会の活動費の一部を補助するもの。	昨年できた新しい補助金であり、補助金の効果をみて検討する。	期 間 限 定
29	洛西土地改良区事業費補助金 (産業振興課)	280	洛西用水路の維持管理のために、物集女、寺戸、森本、鶏冠井、上植野の農家組合が洛西土地改良区に負担金を出しており、その費用分を補助しているもの。	農業用水の確保と用排水路の維持管理に必要な事業として、農家組合が負担する費用の一部を補助している。下水道事業の普及に伴い、用排水路の性格も変化している。機械用水分区の負担と合わせ、維持管理費算定根拠を見直す時期である。	削 減

通番	補助事業名	17年度 予算	内 容	補助金等検討委員会の意見	評 価
30	土地改良事業補助金(農家組合営事業) (産業振興課)	1,500	地域農業振興のため、各農家組合が行うかんがい用樋門 改修などの土地改良事業に対して補助するもの。(1/3 以内)	土地改良事業の事前協議を図り、必要不可欠な事業に限定し、入札を 実施する等、厳正で合理的に運用すべきである。	削 減
31	上植野地区灌漑用水井戸新設工事 補助金 (産業振興課)	2,000	地域農業振興のため、(上植野)農家組合が行うかんが い用水井戸の新設工事に対して補助するもの。	小畑川の異常湧水により、上植野地区の水源確保のため、臨時的に井 戸を掘削したものがあり、既に1/3補助の105万円を支出してい る。これも上記30番記述の事業と同じく臨時的不可欠な事業に限定 し、入札を行う等合理的に事業を執行すべきである。	期 間 限 定
32	保安林整備補助金 (産業振興課) (平成6年度～)	62	保安林で京都府補助事業を受けて植林したものについ て、その後の管理作業(下草刈り)に補助を行っている。 (事業費の1/3以内)	必要であるが、いつまでするのか調査を要する。	期 間 限 定
33	商工会活動費補助金 (産業振興課) (平成10年度～)	6,000	市内の小規模事業者に対する指導事業、商工業の振興と 安定を図るため、小規模事業者支援促進法により商工会 に補助するもの。事業費の1/2以内	組織率は51.7%である。補助目的が事業活動に対し行うとなっ ているが、どれだけ産業振興に貢献しているのか補助金の成果が不明確 である。経営改善に努力すべきである。	削 減
34	商店街にぎわい創出事業補助金 (産業振興課) (平成16年度～)	1,500	商工会もしくは商業を営む者で組織する団体が行う商店 街にぎわい創出事業に要する経費の一部を補助するも の。(補助率1/2、補助限度50万円以内)	昨年できた新しい補助金であり、効果が分らず、判断できない。補助 金の趣旨に沿った運用を行い、しかるべき時期に補助金の再評価をす べきである。	期 間 限 定
35	北部地域再開発経営指導員設置事業 補助金 (産業振興課) (平成16年度～)	1,128	商工会が設置する経営指導員に対して補助するもの。	平成19年春のキリンピール跡地再開発完成を目的に、補助金の効果 を判断すべきであり、それまでの間、補助金を継続とする。	期 間 限 定
36	向日市商店会のカードシステム端末機 購入に対する助成金 (産業振興課) (平成8年度～)	1,000	商店街等の商工業団体が導入するカードシステムの端末 機の費用の一部を補助するもの。(購入費の1/4又は 10万円の低い方の額)	この補助金制度を継続することに疑問である。商店街の活性化につ いて考え直す必要がある。商店街を対象とした補助金と統合すべきであ る。	統 合
37	商店街施設設置等事業費補助金 (産業振興課) (昭和56年度～)	0	商店街等の商工業団体が行う環境整備事業(6/1 0)、研修調査事業(2/3)に対して、費用の一部を 補助するもの。	京都府の補助制度を活用した補助事業である。制度がある以上、継続 すべきである。	検討対象外
38	中小企業振興融資制度利子補給金 (産業振興課) (昭和58年度～)	1,961	中小企業の育成振興と経営の安定を図るため、中小企業 者が借り入れた資金の利子の一部を補助するもの。年 2.8%、36ヶ月間	企業の98%が中小企業であり、日本の産業基盤を支えていることか ら、継続して支援すべきと考える。ただし、低金利時代であり、貸出 金利が高いことから、金利を引き下げ、利子補給率を見直し、継続す べきである。	継 続
39	中小企業振興融資制度保証料補給金 (産業振興課) (昭和58年度～)	1,000	上記融資制度利用者の保証料の1/2を補給するもの。	金利を引き下げ、補助利率を見直し、継続するのが妥当である。	継 続

通番	補助事業名	17年度 予算	内 容	補助金等検討委員会の意見	評 価
40	向日市小規模企業資金借入保証料 補給金 (産業振興課) (平成16年度～)	1,000	京都府信用保証協会の保証を得て、「京都府小規模企業 おうえん融資制度」による融資を受けた場合、その保証 料の1/2を補給するもの。(5万円上限)	京都府小規模企業おうえん融資制度利用者への保証料補給金であり、 継続が妥当である。	継 続
41	中小小売業振興融資利子及び保証料補 給金 (産業振興課) (昭和58年度～)	564	大型店の進出に伴い影響を受ける中小小売業者を支援す るため、向日市中小企業振興融資制度(向を利用した者 に対し、利子、保証料の一部を補給するもの。(利子補 給36か月分、保証料1/2)	中小企業振興融資制度利用者への利子、保証料補給金であり、同制度 の見直しを踏まえ継続とする。	継 続
42	ふるさと産品推進事業補助金 (産業振興課) (昭和56年度～)	270	ふるさと産品のPR、開発、研究を支援するため、ふる さと産品推進協議会に対して補助するもの。	補助金の目的がふるさと産品の開発と研究となっているが、活発な活 動がみられない。設置以来、20年以上補助金を交付しており、成果 が期待できないのであれば、廃止とすべきである。市観光事業の一環 として展開すべきである。	廃 止
43	観光協会補助金 (産業振興課) (平成14年度～)	2,000	観光協会の運営に必要な経費を助成するもの。	協会設立の目的であった観光、商業、農業の一体的産業の創造と歴 史・文化の融合事業が効果的に展開されているとはいいがたい。事業 を精査し、削減すべきである。	削 減
	合 計	74,966			

補助金等見直し検討結果〔健康福祉部〕

通番	補助事業名	17年度 予算	内 容	補助金等検討委員会の意見	評 価
44	京都府民間社会福祉施設職員共済会 事務費補助金 (地域福祉課) (昭和56年度～)	915	民間社会福祉施設に勤務する職員の退職給付、福利厚生 給付や事務費に充当されるもので、(財)京都府民間社 会福祉施設職員共済会に補助するもの。	民間社会福祉施設職員の退職給付、福利厚生給付に対する補助金支出 が市民に理解されるか疑問である。同共済会では、職員からの共済掛 金の負担率見直しが行われており、平成19年度から自主独立の運営 が決定している。	期間限定
45	民生委員連絡協議会事業補助金 (地域福祉課)	6,280	民生児童委員連絡協議会の活動事業に要する経費を補助 するもの。		検討対象外
46	遺族会事業補助金 (地域福祉課) (昭和56年度～)	77	市内在住の戦没者遺族で組織されている向日市遺族会に 対して補助するもの。	遺族会の会員数は高齢化により減少しており、平成16年8月現在2 46名となっている。市の支援としては補助金のほかに、例年遺族慰 安会を実施している。戦後60年を経て、真に福祉の支援が必要な方 は相当数少なくなっており、福祉施策として実施すべきかどうか検討 が必要である。	継 続
47	原爆被災者の会事業補助金 (地域福祉課) (昭和56年度～)	60	市内在住の原爆被災者で組織されている向日市原爆被災 者の会に対して補助するもの。	市内在住の原爆被災者手帳をもっておられる方で組織されており、平 成16年8月現在会員数は32名である。原爆被災者手帳に基づく行 政施策の実施と被災者の会に対する補助金が主な支援である。	継 続
48	社会福祉協議会運営補助金 (地域福祉課) (昭和47年度～)	28,328	向日市社会福祉協議会に対して補助するもの。	社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき地域福祉や民間社会福祉活動 を推進する中核的な存在として、本市の福祉事業の健全な発達に貢献 している。活動の主なものは、社会福祉を目的とした事業の企画や市 民活動への支援、調査宣伝や連絡調整などとなっており、営利を目的 としたものではない。このため、運営には会費や寄付金、市の補助金 が充てられている。かたやカラー刷りの豪華なパンフレットが印刷さ れるなど、工夫が必要である。委員会としては、補助対象職員の削減 など、なお一層の経営努力が必要と考える。貸借対照表から、資金も 十分あることから、補助金は削減すべきである。	削 減
49	向日市老人クラブ連合会事業補助金 (地域福祉課) (昭和38年度～)	90	老人クラブ連合会で実施される事業に対して補助するも の。	老人クラブは、高齢者の生きがいや健康づくりを推進する地域団体で あり、平成16年10月現在組織率は11.7%に留まっている。現 在、国、府の助成を受けた50番の補助金に、49番、51番の補助 金が交付されている。49番の補助金の使途が事務費に充当されてお り、市民の理解が得にくいと考える。また、51番の補助金は会員対 象のスポーツ振興補助であり、会員組織率から考えると、社会貢献的 な事業推進が望まれる。団体への補助に、別枠の事業補助がある団体 は老人クラブのみであることから、50番の補助金一本にまとめ、削 減すべきである。	統合削減
50	向日市老人クラブ活動補助・助成金 (地域福祉課) (昭和38年度～)	2,368	単位老人クラブに月額4,800円の助成金と一人40 0円の活動補助金を支給するもの。国、府の助成を受け ている。		
51	スポーツ振興特別事業補助金 (地域福祉課) (昭和38年度～)	400	老人クラブ連合会が主催もしくは参加するスポーツ活動 に対して補助するもの。		

通番	補助事業名	17年度 予算	内 容	補助金等検討委員会の意見	評 価
52	シルバー人材センター補助金 (地域福祉課)	7,105	シルバー人材センターの運営経費に対して補助するもの。	高齢者の生きがいと就労支援を促すため、市が主導して創設した社団法人である。現在の会員数は382名で、年間の事業収入は約1億3千万円である。シルバー人材センターは年間3,500万円の運営経費を要し、その収入源は会費と事業収入に伴う事務費、国、府、市の補助金でまかなう制度設計がなされている。市の補助金をカットするためには、年間2億3千万円以上の事業収入が必要となり、事業趣旨も踏まえ、補助金の継続は止むをえない。ただし、今後、特定の会員に片寄せず、会員数の拡大と売り上げの増により、補助金の縮減に努めるべきである。	継 続
53	地域ふれあいのまち推進事業補助金 (地域配食・会食事業) 700 (平成6年度～) (ふれあいサロン支援事業) 700 (平成13年度～) (地域福祉課)	1,400	地域福祉基金の果実で実施している事業で、市社会福祉協議会に対して補助しているものであるが、実際、補助金は市社協から各地区社協、ボランティアグループへと流れ、活動についても地区社協、ボランティアグループが実施している。	地域配食・会食事業は、地区社協がそれぞれの地域において実施している。一人暮らし高齢者等を対象とした配食(会食)(約4,300食)や訪問活動を支援し、高齢者の安否や福祉ニーズの把握に努めている。また、ふれあいサロン支援事業はボランティアの育成のため、活動案内や情報提供、従事ボランティアの支援講座、利用促進などの事業を実施し、市内14か所、延べ173回、延べ2,421人が参加している。高齢者の生活を支えるボランティア活動を支援することは今後も必要である。	継 続
54	地域ふれあいのまち推進事業補助金 (施設ボランティア育成事業) (地域福祉課) (平成12年度～)	100	地域福祉基金の果実で実施している事業で、向陽福祉会に対して補助しているもので、施設ボランティアの育成について助成している。	高齢者が入所する施設(向陽苑やサニーリッチ)内での各種サークル活動の指導や喫茶店の運営などの施設ボランティアを支援している。高齢者の生活を支えるボランティア活動を支援することは今後も必要である。	継 続
55	児童委員連絡協議会補助金 (子育て支援課)	2,128	民生児童委員のうちの児童委員分について、国の補助金を100%補助するもの。		検討対象外
56	三つ和母子会運営補助金 (子育て支援課) (昭和56年度～)	135	母子の方で組織されている向日市三つ和母子会に対して補助するもの。	戦争で夫を亡くされた方の集まりとして組織され、会員数は106名である。最近は離婚などの母子家庭が多く、若い世代の方は入らないという傾向にある。会員相互の交流や福祉相談が主な活動であり、福祉施策として助成すべきである。	継 続
57	無認可保育所入所児童補助金 (子育て支援課) (昭和52年度～)	3,600	無認可保育所に入所する満3歳未満の乳児に対して月額1万円を補助するもの。	保育所入所待機者の解消を図るため、生後57日以上満3歳に満たない乳児を無認可保育所に入所させている保護者に対して補助している。	継 続
58	無認可保育施設補助金 (子育て支援課) (昭和51年度～)	744	無認可保育所に対して、施設修繕補助、設備備品補助、研修費補助、保険料を補助するもの。	乳児保育の内容を充実させるため、無認可保育所に対して補助しているもので、平成17年度2カ所を補助し、産休明けの乳児保育を支援しており、重要な施策と考える。	継 続
59	民間保育所運営補助金 (子育て支援課)	27,000	民間保育園(あひるが丘保育園)に対して公民格差の是正も併せて補助するもの。	本来、措置児童への委託料収入で民間保育所を運営しなければならないが、実際、国の基準どおりでは良質な保育が難しい。このため、公立保育所との格差是正を図るという観点から、必要な助成を行うものである。	継 続

通番	補助事業名	17年度 予算	内 容	補助金等検討委員会の意見	評 価
60	社会福祉法人乙訓福祉会への元利償還金補助（乙訓の里・乙訓楽苑等）（障害者高齢者支援課）（平成13年度～）	614	身体障害者通所授産施設乙訓の里ほか2施設の建設に係る建設借入金3500万円の元利償還金を2市1町で補助するもの。	心身障害者措置制度が平成15年度から障害者支援費制度に変更され、国補助金の算定方法も改正された。このことにより、市や施設の収入に若干の変化がみられた。反面、民間福祉施設運営にかかる市単費補助金（乙訓2市1町で協議して、国制度の負担金では運営が赤字となるため、その対策として、市町が独自の補助金を算定）を15年度から大幅に減額している。従来の補助金のうち、元利償還に対する補助は削減の余地がないにもかかわらずである。もう少し詳しく分析すると、従来の措置制度による措置単価と支援費制度による支援費単価によって算定した施設の収入額を比較しなければならない。重度重複障害者の利用が多い施設は増加していない。また、来年（平成18年）10月から自立支援法による自己負担が法人施設会計にも影響があるものと予測できる。先に述べたように、国の制度の改正に伴っても施設側の収入があまり増加していないのに、精密に検証せず、大幅に単費補助金を段階的に減額しようとしていることは合理的でない。今後、公立施設で軽度障害の利用者（50人）が多い乙訓若竹苑運営に対して行っている2市1町の単費負担（超過負担額）の総額と、重度重複障害者の利用が多い民間施設の単費補助金のあり方を再検討しなければならない。国制度の改正とも合わせ、補助体系、基準等を見直し、適正な補助を考えなければならない。公立施設乙訓若竹苑の運営方法の改善、給食事業の民間委託化等、関係者から強く求められている。これは2市1町の負担軽減にも直結するものである。勿論、民間施設においても、重度者への加配職員、給与体系、給食事業、送迎事業等のあり方についても積極的に検討する等、経営努力が必要である。	期間限定
61	社会福祉法人乙の国福祉会への元利償還金補助（身体障害者療護入所施設晨光苑）（障害者高齢者支援課）（平成13年度～）	1,983	身体障害者療護入所施設晨光苑の建設に係る建設借入金1億1,870万円の元利償還金を2市1町で補助するもの。		期間限定
62	社会福祉法人向陵会への元利償還金補助（知的障害者通所更生・授産施設乙訓ひまわり園）（障害者高齢者支援課）（平成13年度～）	2,470	知的障害者通所更生・授産施設乙訓ひまわり園の建設に係る建設借入金1億4,630万円の元利償還金を2市1町で補助するもの。		期間限定
63	社会福祉法人乙訓福祉会への運営補助（乙訓の里・乙訓楽苑運営補助）（障害者高齢者支援課）（平成13年度～）	7,680	施設経営を安定させるため、重度障害者の利用加算分と職員給与の改善分を運営補助金として2市1町で補助するもの。		継 続
64	社会福祉法人乙の国福祉会への運営補助（晨光苑運営補助）（障害者高齢者支援課）（平成13年度～）	2,362	施設経営を安定させるため、重度障害者の利用加算分と職員給与の改善分を運営補助金として2市1町で補助するもの。		継 続
65	社会福祉法人向陵会への運営補助（乙訓ひまわり園運営補助）（障害者高齢者支援課）（平成13年度～）	7,880	施設経営を安定させるため、重度障害者の利用加算分と職員給与の改善分を運営補助金として2市1町で補助するもの。		継 続
70	社会福祉法人あらぐさ福祉会への運営補助（障害者高齢者支援課）（平成13年度～）	5,304	施設経営を安定させるため、重度障害者の利用加算分と職員給与の改善分を運営補助金として2市1町で補助するもの。		継 続
68	グループホーム整備補助金（障害者高齢者支援課）（平成13年度～）	1,440	障害者のグループホームの施設改修に係る経費の一部を補助するもの。	乙訓2市1町で協議し、障害者施設の確保のために、建設補助と建設されたときの借入金に対して利子補給を行う元利償還金を補助している。利子補給金は長期に及ぶので、債務負担行為を設定し、議会の議決を受けている。補助金の期間を明示すべきである。	期間限定
69	社会福祉法人あらぐさ福祉会への元利償還金補助（障害者高齢者支援課）（平成13年度～）	1,270	知的障害者更生・通所授産施設あらぐさの建設に係る建設借入金1億760万円の元利償還金を2市1町で補助するもの。	期間限定	
71	民間福祉施設建設補助金（あらぐさ福祉会施設整備補助金）（障害者高齢者支援課）（平成16年度～）	12,216	長岡京市内に建設される知的障害者更生・通所授産施設あらぐさの建設費用の一部を2市1町が人口割等により分担して建設補助するもの。	期間限定	

通番	補助事業名	17年度 予算	内 容	補助金等検討委員会の意見	評 価
72	社会福祉法人向陽福祉会に対する建設 借入金補助 (障害者高齢者支援課) (平成7年度～)	7,423	特別養護老人ホーム向陽苑等の建設時に社会福祉・医療 事業団から借り入れた381,400千円のうち、14 5,838千円とその利子分を平成27年度までに分割 して本市の補助金として償還財源を補助するもの。	乙訓2市1町で協議し、障害者施設の確保のために、建設補助と建設され たときの借入金に対して利子補給を行う元利償還金を補助している。利子 補給金は長期に及ぶので、債務負担行為を設定し、議会の議決を受けてい る。補助金の期間を明示すべきである。	期間限定
73	向日市身体障害者協会補助金 (障害者高齢者支援課) (昭和56年度～)	450	向日市身体障害者協会に対して補助するもの。	身体障害者というハンディキャップを背負いつつ、会員相互の自立支 援や交流事業の実施は何者にも代え難い取り組みである。福祉の対象 者として支援すべきであり、補助金の継続は妥当である。	継 続
74	向日市ろうあ協会補助金 (障害者高齢者支援課) (昭和56年度～)	54	向日市ろうあ協会に対して補助するもの。		継 続
75	向日市難聴者協会補助金 (障害者高齢者支援課) (昭和56年度～)	36	向日市難聴者協会に対して補助するもの。		継 続
76	京都府視覚障害者協会向日支部補助金 (障害者高齢者支援課) (昭和56年度～)	36	京都府視覚障害者協会向日支部に対して補助するもの。		継 続
77	向日市障害者の日実行委員会補助金 (障害者高齢者支援課)	540	向日市障害者の日実行委員会に対して補助するもの。	障害者団体や関係者で組織する実行委員会で、障害児野外活動や障害 者スポーツのつどい、街頭啓発の各種取り組みを行っている。市の補 助金よりも社協が補助金を多く出すべきである。	削 減
78	身体障害者診断書料補助金 (障害者高齢者支援課)	810	身体障害者手帳、特別障害者手当、障害者基礎年金、 特別児童扶養手当等の交付申請に添付する診断書料のう ち3,000円を限度として補助するもの。(京都府の 制度、1/2補助)15年度 268件助成		検討対象外
79	心身障害者扶養共済制度掛金 (障害者高齢者支援課)	900	京都府の施策で行っているもので、心身障害者扶養共済 制度に加入した保護者に対して、掛け金の一部を補助す るもの。15年度 70人		検討対象外
66	心身障害者共同作業所等運営整備補助 金(障害者高齢者支援課) (平成2年度～)	7,134	共同作業所等の運営及び施設の整備に要する経費の一部 を補助するもの。	共同作業所運営整備補助金は共同作業所に対する運営費と施設整備費 に対する向日市単独の補助金である。また、精神障害者入所訓練事業 費補助金は、京都府の補助事業要綱に基づく障害者に対する入所訓練 事業への補助である。補助金の趣旨は、認可した施設と共同作業所と の費用負担面での格差を是正する必要性から、上記の補助金が創設さ れたものである。認可施設には、定員があるため、認可施設の定員が 満床になれば、共同作業所が施設通所希望者の受け皿になる。障害者 自立支援法の基では、障害者の方が認可施設を選ばれるか、共同作業 所を選ばれるかは、その方の障害の程度や生活、進路意向などによ り、サービスを受ける者の選択余地がある。補助制度の創設は、施策 の目的を遂行する上で必要なものである。	継 続
67	精神障害者共同作業所等運営整備補助 金(障害者高齢者支援課) (平成2年度～)	5,087	共同作業所等の運営及び施設の整備に要する経費の一部 を補助するもの。		継 続
80	精神障害者入所訓練事業費補助金 (障害者高齢者支援課)	17,000	精神障害者の社会復帰の促進を図るため、精神障害者共 同作業所(やよい工房、ゆうとびあ・むこう)が実施す る機能回復訓練、生活適応訓練等の事業に要する経費と して、共同作業所の運営及び施設の整備に要する経費の 一部を補助するもの。		検討対象外

通番	補助事業名	17年度 予算	内 容	補助金等検討委員会の意見	評 価
81	障害児学童保育指導員給与助成金 (障害者高齢者支援課)	1,000	養護学校の長期休暇中の障害児学童開設に伴う指導員の給与助成をするもの。(年間87日間運営)	向日市障害児学童を育てる会が自主運営するもので、市からの補助、事業収入、保護者負担金で賄われている。市民のボランティアの参加やTシャツの販売など、多くの方に支えられて運営が行われており、市としても補助金を継続すべきである。	継 続
82	手話通訳・要約筆記研修参加補助 (障害者高齢者支援課) (平成14年度～)	30	手話サークル「でんでん虫」、要約筆記サークル「フレンド」に対する研修参加補助	手話サークル「でんでん虫」、要約筆記サークル「フレンド」奉仕員の技術向上のための研修に補助している。個人の技術を磨くための研修補助であり、決算書はない。どのような研修を受講しているかチェックが必要である。障害者施策として必要と思われる。	継 続
	合 計	164,449			

補助金等見直し検討結果〔建設部〕

通番	補助事業名	17年度 予算	内 容	補助金等検討委員会の意見	評 価
83	私道整備事業費補助金 (土木課) (昭和45年度～)	500	私道の舗装について、申請があり市が承認した場合、市が舗装費用の7割を負担するもの。申請は町内会など共同で申請される。平成11、12、15年度不執行。	私道の舗装や維持管理を促進する観点から、昭和45年創設当時3割補助が、59年に5割、平成5年に7割に補助率を引き上げてきた。長岡京市では、公道であるという考え方のもと、10割補助をしており、本市としても継続はやむをえない。	継 続
	合 計	500			

補助金等見直し検討結果〔教育委員会〕

通番	補助事業名	17年度 予算	内 容	補助金等検討委員会の意見	評 価
84	地域婦人会補助金 (生涯学習課) (平成5年度?~)	81	鶏冠井、西向日、寺戸西の各婦人会に対して補助するもの。	補助金の目的が社会教育の振興、発展を図るためのものであるが、実際の活動は娯楽的な要素が多いように思える。11団体あった婦人会は3団体となり、活動が衰退していることは明らかであり、段階的に廃止すべきである。	廃 止
85	向日市女性の会「さわやかネットワーク」補助金 (生涯学習課) (平成5年度~)	90	さわやかネットワークに対して補助するもの。	男女共同参画社会を進めるため、女性の地位向上に向けた活動は一定評価できる。ただし、会費と補助金のバランスからも、削減すべきである。	削 減
86	市内各小・中学校PTA補助金 (生涯学習課) (平成5年度?~)	243	市内の各小・中学校のPTAに対して補助するもの。	市がPTAに1校当たり2万7千円補助することにどのような効果があるのかわからない。各PTAの収入の多くは会費であり、多額の繰越金を持ち、補助金が廃止となっても影響がないものと思われる。削減すべきである。	削 減
87	向日市生涯学習ボランティア養成講座受講費助成金 (生涯学習課) (平成元年~)	40	ボランティア養成講座受講料48,500円に対して1/2相当額を予算の範囲内で補助するもの。	養成講座修了者は、ボランティアグループ「まなぼうや」に加入し、生涯学習指導者として、市民に様々な学習機会を企画し、提供している。補助制度も市民に公募しており、誰でも参加できる魅力ある学習機会の創出に大いに貢献しており、継続すべきである。	継 続
88	子ども会育成連絡協議会補助金 (生涯学習課) (昭和60年度~)	600	市内51の子供会が加盟している子ども会育成連絡協議会に対して補助するもの。	社会状況の変化に伴い衰退した地域子ども会を支援するため、行政が政策的に組織化したものであり、事務局は教育委員会にある。補助金60万円のうち、35万円は地域の子ども会に補助されている(子ども会の人数により6千円から9千円)。協議会の予算は25万円で、16年度は夏休みの観劇が企画されており、この事業が子ども会の健全な運営と発展に資するかは不明確である。地域活動として、子ども会の活動は一定評価できるが、削減すべきである。	削 減
89	少年補導委員会補助金 (生涯学習課) (平成5年度~)	630	向日市少年補導委員会に対して補助するもの。	本部組織と市内8支部から組織化されている。市の政策であり、事務局も教育委員会にある。歴史も古く、全国的な組織であり、警察との繋がりもあるため、組織を見直すことは難しい。支部活動も、夜間パトロールなど、地域に密着した活動に取り組みされており、本部から8支部に対し補助金の一部が支出されている。また、各自治会からも支部に補助金が出ており、二重交付となっている。削減すべきである。	削 減
90	青少年健全育成連絡協議会補助金 (生涯学習課) (昭和60年度?~)	360	27団体が加入する青少年健全育成連絡協議会に対して補助するもの。	市が意図的に作った組織で、教育委員会に事務局あり、事務局主導で活動している。青少年健全育成のためのふれあいコンサートの実施や啓発事業を行っている。コンサートには他の助成制度もあり、また施策、研修事業なども工夫すれば、経費の削減は可能であり、削減すべきである。	削 減
91	ボーイスカウト運営補助金 (生涯学習課) (平成5年度?~)	27	ボーイスカウトに対して補助するもの。	補助の必要性は低いと考える。ともに、繰越金が多く、市からの補助金がなくとも、団体の運営に支障はないと考えられる。削減すべきである。	削 減
92	ガールスカウト運営補助金 (生涯学習課) (平成5年度?~)	54	ガールスカウト第37団、60団に対して補助するもの。		

通番	補助事業名	17年度 予算	内 容	補助金等検討委員会の意見	評 価
93	物集女青少年健全育成会議補助金 (生涯学習課) (平成5年度～)	27	物集女地区の青少年健全育成会議に対して補助するもの。	物集女地区、森本地区で自主的に作られた活動団体である。市からの補助金は、一部地域の子どもたちだけが恩恵を受けるという点で公正さに欠けるという考え方もある。補助金がなくとも活動に支障がないように思われることから、削減すべきである。市全体への広がりを期待したい。	削 減
94	森本地区青少年健全育成推進協議会補助金 (生涯学習課) (平成5年度～)	27	森本地区の青少年健全育成推進協議会に対して補助するもの。		
95	民間保育施設職員健康診断費補助金 (生涯学習課)	21	民間放課後児童保育所職員の健康診断費の一部を補助するもの。 @4,200円×5名		検討対象外
96	少年スポーツ団体育成補助金 (生涯学習課) (昭和59年度～)	1,000	少年野球やサッカー、バトミントンなど、市内の16の少年スポーツ団体に対して、運営補助と事業補助をするもの。	公平性の観点から、少年少女合唱団などの文化面の補助金が冷遇されており、スポーツ少年団体のみに限定するのであれば、不公平感が残る。削減すべきである。	削 減
97	向日市体育協会運営補助金 (生涯学習課) (昭和49年度～)	13,289	(財)向日市体育協会に対して職員(3名分)の人件費等運営補助として補助しているもの。	市が政策的に設立した法人であり、体育協会に対する市の考え方、組織のあり方により判断していくべきである。決算書では、事業費よりも人件費の占める割合が高く、補助金が各種スポーツの普及啓発を図るという目的が達成できているのか。管理費よりも事業費にシフトする仕組みに改善されたい。削減すべきである。	削 減
98	向日市体育協会事業補助金 (生涯学習課)	4,570	(財)向日市体育協会に対して事業補助金として補助しているもの(一般、総体、生涯スポーツフェス)		
99	総合型地域スポーツクラブ育成補助金 (生涯学習課) (平成17年度～)	1,000	様々なスポーツが地域に根ざすことを目的として、文部科学省が推奨する地域総合型スポーツクラブを育成するため、備品等の購入費用などを補助するもの。	昨年試行的に実施し、まだ立ち上げたばかりで補助というよりも、市の直接執行事業となっている。この事業は、ファミリースポーツというよりも、競技種目の技術向上を目指すものであり、今後の明確な方針と実行が求められる。また、市が目標数値を設定し、スポーツ政策の体系化につながるような仕組みと補助金の期間設定が必要である。	期間限定
100	軽スポーツ団体育成補助金 (生涯学習課) (平成5年度～)	500	グランドゴルフやベタンクなど、市内の軽スポーツ8団体に対して事業補助をするもの。	体育協会に加盟していない軽スポーツ8団体に補助している。団体の中には、不明確な会計報告もあり、また補助が長期に及ぶものもあり、軽スポーツの普及が定着しており、補助は廃止すべきである。趣味的なスポーツに補助金が出て、文化的な趣味には補助がない。軽スポーツは、用具等の費用は軽微であり、団体ごとに終期を設定し、段階的に削減すべきである。	段階的削減 と 廃止
101	ヒマワリ・カップ体操競技大会補助金 (生涯学習課) (平成11年度～)	100	向日市体操協会設立に向け、その機運を盛り上げるための大会経費の一部を補助するもの。	体操競技は、競技の特殊性から体操協会が必要である。市には体操協会がないため、体操競技の実績がある西山高校が中心となって、体操競技大会が運営され、ジュニアの育成にも力が注がれている。補助金は、体操協会の設立に向けて、継続していくことが望まれる。	継 続
102	私立幼稚園就園奨励費補助金 (生涯学習課) (平成2年度～)	53,000	私立幼稚園に在籍する園児の保護者に対して幼稚園就園を奨励するため、保護者の所得に応じて一定の補助をするもの。(56,500円～237,000円)		検討対象外

通番	補助事業名	17年度 予算	内 容	補助金等検討委員会の意見	評 価
103	私立幼稚園児教材費補助金 (生涯学習課) (昭和53年度~)	38,016	保護者の負担を軽減するため、所得に関係なく園児一人当たり年間39,600円を補助するもの。	幼稚園児の保護者に対する補助金で、所得に関係なく、年間39,600円を助成している。この補助金は、長岡京市、大山崎町と統一した考えで補助している。現在、高額所得者でも補助金を交付される制度設計となっており、所得制限を設けることを提案する。	削 減
104	私立幼稚園設備費補助金 (生涯学習課) (昭和56年度~)	450	幼稚園教育の振興を図るため、備品の購入等設備費として市内の3か園の私立幼稚園に対して補助するもの。	幼稚園の設備の充実を目的として、長岡京市、大山崎町とともに補助をしている。市内には公立幼稚園がなく、私立幼稚園との公民格差を是正するという政策的な意味合いが強い。幼稚園の経営上の視点、幼児教育の視点から、継続とすべきである。	継 続
105	乙訓私立幼稚園協会教育研究補助金 (生涯学習課) (平成3年度~)	195	乙訓私立幼稚園協会に対して教育研究費として補助するもの。	幼稚園職員の研修に対する補助金である。政策的意味合いがあり、長岡京市、大山崎町と統一した考えで補助金を交付している。職員数に差があるにも関わらず、補助金額が一律となっている。104の補助金と一貫性を持たせ、継続とすべきである。	継 続
106	向日市埋蔵文化財調査研究事業補助金 (生涯学習課) (昭和63年度~)	44,514	(財)向日市埋蔵文化財センターの職員人件費とセンターの施設管理費を埋蔵文化財調査研究事業補助金交付要綱に基づき補助するもの。	この補助金は、委託費として取り扱うものを補助金として支出している。本来の趣旨に戻り、組織としてのあり方、縮小について検討すべきである。	支出科目見直し
107	文化財保護事業補助金 (指定文化財補助金) (文化財調査事務所) (平成5年度~)	1,573	市内において文化財を所有、管理する社寺または団体、個人に対して文化財の保護に要する経費の一部を文化財保護事業補助金交付規則に基づき補助するもの。(新規向日神社50万、南真経寺100万)	市が指定した文化財である以上、個人所有の文化財への維持管理費の助成は必要と考える。ただし、少額で長期に及ぶ補助事業は縮小など、見直しが必要である。	継 続
108	大極殿遺蹟保存協賛会補助金 (文化財調査事務所)	54	大極殿遺蹟保存協賛会の文化活動等に対して補助するもの。	市への実績報告書の提出は、毎年10月前後であり、平成15年度の実績報告書と決算書から判断する。まず、支出内容では、ビール代、お弁当代、お菓子代等は問題である。収入面でも、会員を増やす努力が必要である。一部の団体は宗教的色彩がみられるが、これを文化的な催事とみるかどうかである。収入として、祝い金、会費、繰越金もあり、補助金を削減しても、それぞれの活動が不活性化するとは考えられず、これらの補助金を一括削減すべきである。	削 減
109	森本遺跡保存会補助金(昭和59年~) (文化財調査事務所)	27	森本遺跡保存会の文化活動等に対して補助するもの。		
110	物集女城を考える会補助金 (平成7年~) (文化財調査事務所)	27	物集女城を考える会の文化活動等に対して補助するもの。		
111	市指定文化財補助金 (鶏冠井題目踊保存会) (文化財調査事務所)	50	鶏冠井題目踊保存会の後継者育成等に対して補助するもの。		
112	市指定文化財補助金 (鶏冠井シャナンボウ保存) (文化財調査事務所)	50	鶏冠井シャナンボウ保存会の後継者育成等に対して補助するもの。		

番号	補助事業名	17年度 予算	内 容	補助金等検討委員会の意見	評価
113	障害児学級児童野外活動補助金 (学校教育課) (小学校) 195 (中学校) 125	320	障害児学級校外学習に参加した障害を有する児童・生徒に一人年間5,000円を限度に補助するもの。	対象は市の小中学校の障害児学級に通う児童生徒であり、保護者の所得制限はない。普通学級、障害児学級の選択は最終的には保護者が判断することとなるが、障害児学級に入っている児童生徒のみに支給している優遇措置である。内容的には、削減すべきものではなく、今後も継続すべきである。	継続
114	障害児就学指導委員研修補助 (学校教育課)	34	障害児就学指導委員44名中市の職員を除く34名について、日当的な意味で一人1,000円を支給するもの。	就学指導委員の研修を実施するための補助金である。性格上、補助金ではなく、謝金や報償費で支出すべきものである。目的に応じて、支出科目を変更し、適切な科目で支出すべきである。	支出科目見直し
115	教職員各種研究会補助(学校教育課) (小学校) 50 (中学校) 50	100	教職員が研究会等に参加した場合に一人年間1,000円を資料代等として補助するもの。	学校単位による研究会の取組であり、補助金を学校に支出している。補助金の支出科目が講師謝金、研修負担金、旅費等で、わかりにくく、市民に理解を得られない。市民からみて補助金の内容がわかりやすいものになるよう、算定基準を明確にする必要がある。	継続
116	修学旅行補助(学校教育課) (小学校) 4350 (中学校) 3790	8,140	修学旅行に要する費用の一部を補助するもので、修学旅行に係る費用については小学校では一人13,000円～19,000円であり、中学校では一人30,000円～50,000円位であり、このうち10,000円を補助するもの。	小中学校の修学旅行に参加する児童生徒に補助金を交付している。この補助金の支出方法は、市からの補助金を差し引いて修学旅行費用を積み立てており、保護者からすれば補助金をもらっている感覚はあまりないと考える。学校では修学旅行費を積み立てている。府下自治体の同種補助金の実態も参考に、段階的に削減すべきものとする。	段階的削減から廃止
117	進路指導補助金 (学校教育課)	90	市教委として中学校教師の進路指導を援助するため、各校当たり30,000円を補助するもの。	府費負担である教職員(中学校)の時間外の進路指導、生徒指導に要する費用の一部として1回500円を補助している。支出基準が不明確であり、補助金の名称も市民に内容がわかりにくい。市民の目からみて、納得できる内容にした上で継続とすべきである。	継続
118	生徒指導対策補助金 (学校教育課)	90	中学校の生徒指導を担当する教師の苦労は大変なものがあり、市教委として担当教師を激励するため、各校当たり30,000円を補助するもの。		継続
119	各種競技会選手派遣補助金 (学校教育課)	800	中学生が各種体育大会(山城、京都府、近畿大会等)に参加した場合、派遣費用として交通費の実費相当分を補助するもの	各種競技会への参加は自己負担となっており、近畿大会や全国大会などの参加は保護者の負担となっている。各種協議会への入賞を目標に、生徒が頑張り、報われる仕掛けづくりの観点から、補助金は継続とすべきである。	継続
120	総合的な学習補助金 (学校教育課) (小学校) 900 (中学校) 240	1,140	学ぶ力を育てるため、市内小・中学校に対して、児童・生徒自らが学習の課題を設定し、調査・探究活動を生き生きと進める「総合的な学習」活動等に必要な経費を補助するもの。	各学校の独自性、特色を活かせるように補助金を出している。予算要求の段階では、何をするのか決まっておらず、当該年度になって自由裁量で使えるよう補助金として交付している。学校の創意工夫や特色がだせるよう、補助金を継続とすべきである。	継続
121	こころ生き生き体験活動補助金 (学校教育課) (中学校) (平成10年度～)	260	豊かな人間性を育てる「心の教育」を实践し、「生きる力」を育成する目的で、市内中学校に対して、中学2年生を対象とする就業体験、職場体験などを行う、こころ生き生き体験活動等に必要な経費を補助するもの。	中学2年生を対象とした就業体験、職場体験学習に対する助成制度である。当初は京都府が補助し始めた事業であるが、現在は京都府の補助は打ち切りとなっている。しかし、学校からの強い要望があり、市が独自で補助している。将来の進路を考えるときに役に立つという教育的効果が高く、このまま継続とすべきである。	継続
	合 計	171,589			

補助金等見直し検討結果〔上下水道部〕

通番	補助事業名	17年度 予算	内 容	補助金等検討委員会の意見	評 価
122	水洗便所改造資金助成金 (下水道課) (昭和54年度～)	0	くみとり便所が設けられている建築物を所有する生活扶助世帯が水洗便所に改造するために要する費用の全額を助成するもの。	対象となりうる生活保護世帯は2世帯ある。改造するかどうかは別として、制度は当分の間、存続させるべきである。	継 続
123	水洗便所改造奨励金 (下水道課) (昭和54年度～)	0	既存のくみとり便所(し尿浄化槽による水洗便所も含む)に改造する場合に奨励金を交付するもの。	供用開始される地域はなく、制度は残っているが対象はない。今後、新たに開発されても、トイレをくみ取りにすることはまずないと思われるため廃止とすべきである。	廃 止
	合 計	0			

補助金等見直し検討結果〔議会事務局〕

通番	補助事業名	17年度 予算	内 容	補助金等検討委員会の意見	評 価
124	議員政務調査費補助金 (議会事務局) (平成13年度～)	3,111	議会の市政に関する調査研究費として、一人年間 129,600円を各会派に助成するもの。	京都府下他市の状況を見ると、向日市より低額のところがある。市民や市内企業がかかわる団体や個人等への補助金、助成金の見直しをしようとしている厳密な時期である。議員への補助金の扱いも厳正にすべきという住民感情も強い。自らが補助金を削減しようと発議すべきである。発議の有無にかかわらず、削減すべきである。年間補助金の多寡にかかわらず、市民から批判されないよう運用方法も再考すべきである。	削 減
合 計		3,111			